

令和7年度特別支援教育就学奨励費のお知らせ

鳥取市教育委員会では、市立小・中・義務教育学校の特別支援学級に在籍する児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を援助しています。

申請受付の開始は、令和7年6月頃を予定しています。



1 対象となる方

- ・特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者
- ・通級指導教室へ通う児童生徒の保護者
- ・通常の学級に通う学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒（鳥取市教育委員会にて特別支援学級への入級が「適」と判断された方）の保護者

※生活保護法による教育扶助または就学援助を受けている方は対象になりません。

2 支給対象となる経費と支給額

（年額）

対象経費	小学校 義務教育学校前期課程	中学校 義務教育学校後期課程
①学校給食費	1食90円×食数	1食110円×食数
②通学費	公共交通機関を利用し、最も経済的な経路及び方法により通学する場合の交通費の額	
③修学旅行費	実費の1/2（限度額あり）	
④校外活動費	実費の1/2（限度額あり）	
⑤学用品等購入費	児童1人あたり 5,820円	生徒1人あたり 11,370円
⑥新入学児童生徒 学用品等購入費	1年生 児童1人あたり 28,530円	1年生・義務教育学校7年生 生徒1人あたり 31,500円
⑦オンライン学習通信費	通信環境に基づき1家庭あたり 7,000円	

※表中の対象経費および支給額は、変更となる場合があります。

※通級指導教室へ通う児童生徒の保護者については「②通学費」のみが対象となります。

※通学費については購入した定期券・未使用の回数券等の写しを添付していただく必要がありますので、大切に保管してください。

3 支弁区分

世帯の収入額と生活保護基準額を基に算出した金額（需要額）との倍率により支弁区分を決定します。支弁区分に応じて対象経費の支給を行います（12月、3月頃支給予定）。

支弁区分	算定基準	対象経費
I	収入額が需要額の1.5倍未満	① ～ ⑦
II	収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満	① ～ ⑥
III	収入額が需要額の2.5倍以上	②のみ（通学費の1/2）

【問い合わせ先】

- ・就学先の小・中・義務教育学校
 - ・鳥取市教育委員会 学校保健給食課 学校保健・支援係
- 電話：0857-30-8416